

平成27年度補正 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金 <よくある質問と回答>

<補助対象設備について>

No	区分	質問	回答
1	補助対象設備	どのような設備が補助対象となりますか。	「公募要領 別表1」に定められる設備に該当し、かつ設備毎に定められる性能基準を満たした設備が対象です。
2	補助対象設備	補助対象設備が選定された理由は何ですか。	「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月)における省エネルギー量の根拠となった産業・業務用の設備のうち、業種横断的に使用される設備が対象となっています。詳しくは、「公募要領」のP. 6をご確認ください。
3	補助対象設備	生産製造設備(工作機械)は補助対象ですか。	生産製造設備(工作機械)は、補助対象となっていません。補助対象設備については、「公募要領 別表1」をご参照ください。
4	補助対象設備	設備の置き換えの場合、既存設備の廃棄は直ちに行わなければならないのですか。	導入と同時に廃棄できない場合は、理由等について事前にSIIに相談してください。基本的には、廃棄予定である設備について、事業期間中に配管等を完全に切り離すなどの措置をとるのであれば、廃棄と認められます。その場合、事後に廃棄した結果をSIIに報告いただくことがあります。
5	補助対象設備	1申請で複数の設備を申請できますか。	1申請で複数の設備導入を申請することが可能です。ただし、事業所単位で1申請としてください。
6	補助対象設備	導入予定設備の省エネルギー効果(省エネルギー量)は、どのように計算すればよいですか。	SIIが提供する補助事業ポータルを利用して、交付申請を行っていただきます。補助事業ポータルの入力フォームに従って情報や値を入力することで省エネルギー効果が自動計算される仕組みを利用して計算してください。なお、補助事業ポータルを利用せず、事業者独自に省エネルギー効果計算をしてもかまいません。
7	補助対象設備	事業期間中に後継機種が発売された場合、交付申請時の導入予定設備を後継機種に変更できますか。	エネルギー消費効率が向上している場合に限り、計画変更が認められる場合があります。計画変更を行う場合には、事前にSIIへご相談ください。
8	補助対象設備	導入予定設備の能力・出力が、既存設備の能力・出力を超えてもよいですか。	導入前後で比較して省エネルギーとなっていれば、設備の能力・出力が増加してもかまいません。ただし、その能力・出力が必要な理由を問われた場合に、説明できるようにしてください。また、設備の置き換えの対応関係が一対でないケース(設備の集約や分散等)は、個別に説明をしていただく場合があります。なお、交付申請時に明示した導入予定設備の稼働条件が、実績報告時の稼働条件となりますので、稼働条件を補助事業ポータルに入力する際はその条件を十分に精査してください。
9	補助対象設備	発電設備は補助対象となりますか。	発電設備は、補助対象外です。具体的な対象設備は「公募要領 別表1」を確認してください。
10	補助対象設備	本体に付随する設備も全て補助対象となりますか。	配線・配管等は対象外です。また、エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等は補助対象外です。ただし、省エネルギー効果が伴う機能、オプションまたは付帯設備が、一体不可分の設備として出荷される場合は、補助対象となり得ます。対象範囲の詳細については、「公募要領 別表1」を確認してください。
11	補助対象設備	特注品を導入する場合も、補助対象となりますか。	「公募要領 別表1」に定められる設備に該当し、かつ設備毎に定められる性能基準を満たしていれば、補助設備が対象となります。なお、特注品であっても、「公募要領 別表1」に定める基準を満たしていることを説明する資料の添付が必要となります。※省エネルギー効果の計算は「独自計算」を選択することとなります。
12	補助対象設備	3次公募において補助対象設備に変更はありますか。	3次公募より補助対象設備・付帯設備の追加があります。対象設備の詳細については、公募要領、またSIIホームページにて掲載している「3次公募における要件変更一覧」をご確認ください。また、申請の際は最新版の各種手引きをご確認の上、申請ください。
13	補助対象設備	電機系設備からLPG系設備等に更新する場合、バルク供給設備は新設となるが対象となりますか。	熱源更新と同時であれば新設でも対象となりますが、バルク供給設備のみの新設は補助対象外です。
14	高効率照明	LED照明器具は補助対象ですか。	「公募要領 別表1」に定められるLED照明器具は、補助対象です。具体的な対象設備及び定められた性能基準は「公募要領 別表1」を確認してください。※ただし、灯具本体の更新を伴わない「光源単体」での導入は補助対象外です。
15	高効率照明	ゴルフ練習場やスキー場の照明器具も対象外になりますか。	不動産登記された建物に付帯している照明設備は、補助対象となり得ます。ただし、この場合であっても、広告、看板等のライトアップに用いる照明は、補助対象外です。
16	高効率照明	照明器具の更新を検討しています。既存設備より明るい照明に更新したいのですが、補助対象となりますか。	既存設備より出力が大きくても、設備を更新することで省エネルギー効果を得ることができる場合は、補助対象となります。ただし、明るくすることが必要である理由を問われた場合に、説明できるようにしてください。
17	高効率照明	12,000lm未満のLED高天井用器具は補助対象となりますか。	12,000lm未満のLED高天井用器具は、「その他LED照明器具」として補助対象となります。具体的な対象範囲及び定められた性能基準は「公募要領 別表1」を確認してください。※ただし、灯具本体の更新を伴わない「光源単体」での導入は補助対象外です。
18	高効率照明	12,000lm以上の投光器は補助対象となりますか。	12,000lm以上の投光器は、「LED高天井用器具(定格光束12,000以上)」として補助対象となります。具体的な対象範囲及び定められた性能基準は「公募要領 別表1」を確認してください。※ただし、灯具本体の更新を伴わない「光源単体」での導入は補助対象外です。
19	高効率照明	安定器内蔵型LED照明(電源一体型LED照明)は補助対象となりますか。	「公募要領 別表1」に定められる設備に該当し、かつ設備毎に定められる性能基準を満たしていれば、補助対象となります。ただし、資産計上される場合に限り得ます。(LEDランプとして経費処理される場合は補助対象外)
20	高効率空調	電気式パッケージエアコン(EHP)において、「280型」を2台連結した「560型」は「公募要領 別表1」に記載のある規格を超えていますが、補助対象となりますか。	「公募要領 別表1」の基準を満たす280型を2台連結してしている場合は、トップランナー機器が2台導入されたときとみなされ、補助対象となります。カタログ及び仕様書等の記載で、280型を2台連結していることがわかるようになっていることが条件です。ただし、連結によって連結前の各機器の性能値に影響がある場合は、連結後の各機器の性能値が基準を満たしていることが必要です。 【注意事項】 カタログ及び見積等の記載が560型とだけしか記載されておらず、その内訳が確認できない場合は、トップランナーの基準には合致しない設備と判断しますので、ご注意ください。

21	高効率空調	電気式パッケージエアコン(EHP)の申請を考えているが、カタログ上のAPFの値が、2006年規格と2015年規格の双方記載されているが、どちらを用いればよいですか。	APF(2006年規格)が今回の「公募要領 別表1」に定められる基準値(APF(2006年規格))を超えていることが補助対象となる条件です。 ただし、APFP(2015年規格)の値しか仕様書又はパンフレット等に記載がない場合に限り、その値が「公募要領 別表1」に定められる基準値を超えていれば補助対象とすることとします。 【注意事項】 ガスヒートポンプエアコン(GHP)については、「公募要領 別表1」の基準値はAPFP(2015年規格)を採用しているため、混同しないように注意してください。
22	高効率空調	チリングユニット、吸収式冷凍機、ターボ冷凍機(以下、チリングユニット等)は、「公募要領 別表1」で②高効率空調の設備区分に分類されています。 チリングユニット等を生産過程で使用している場合、その設備更新は補助対象となりますか。	チリングユニット等の生産過程使用について、以下の要件全てを満たす場合は、補助対象となります。 1. JIS等の空調温度条件で計算した値が、「公募要領 別表1」に定められる基準値を超えること 2. パンフレットに測定値(JIS等)となる別表1で定める基準値の記載が無い場合、製造事業者(メーカー)から当該条件で計測、あるいは計算した値を明記した仕様書の発行がされること 3. 省エネルギー計算は、実際の使用温度の能力値を用いて行うこと
23	高効率空調	全熱交換器・FCU・AHUのみの入替もしくは導入は補助対象外か。	全熱交換器・FCU・AHUはあくまで付帯設備扱いのため、熱源の更新を伴わない場合は補助対象外です。ただし、AHUは産業用モータの基準を満たす場合は、産業用モータ・送風機として単独でご申請いただけます。
24	高効率空調	全熱交換器は現在の空調システムに導入していない場合、熱源の更新に合わせて追設してもよいか。	熱源更新と同時であれば追設しても構いません。
25	高効率空調	マルチタイプから集中熱源タイプへ更新する場合、FCUやAHUは新設となる場合があるが対象となりますか。	熱源更新と同時であれば新設でも構いません。
26	業務用給湯器	潜熱回収温水器は補助対象となりますか。	「公募要領 別表1」に定められる潜熱回収型給湯器に該当し、かつ定められる性能基準を満たしていれば、補助対象となります。
27	高性能ボイラ	高性能ボイラの付帯設備となるバルクタンクは、燃料転換に伴ってタンクを更新する場合も対象となりますか。例えば、重油ボイラからガスボイラに更新する際に、重油のタンクをガスのタンクに更新する場合等はどうか。	ボイラ更新により燃料転換に伴う場合は、付帯設備(バルクタンク等)の更新は補助対象となります。ただし、付帯設備のみの更新は認められません。
28	高性能ボイラ	既存のボイラを置き換える際、予備として既存のボイラを残置してもいいですか。	原則、既存設備は、事業完了日までに廃棄を行うこととしています。廃棄を行うことができない特別な理由がある場合は、予めSIIへご相談ください。
29	産業用モータ	3次公募において産業用モータが補助対象設備として追加されたが、「公募要領 別表1」に定められる基準を満たす産業用モータを組み込んだ生産製造設備(工作機械)は対象となりますか。	生産製造設備(工作機械)については対象となりません。生産製造設備(工作機械)に組み込まれている産業用モータ(産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)を交換する場合は対象となります。
30	産業用モータ	モータを内蔵した送風機を導入する場合、エネルギー消費効率の送風機とモータどちらの値か。	モータのエネルギー消費効率の値です。
31	産業用モータ	モータの見積もり仕様書はどの程度の情報まで記載するべきか。	設備の種類(ポンプ等)と定格出力、IE3以上と記載があれば問題ありません。具体的なモータ効率までは記載する必要はありません。
32	産業用モータ	モーターの導入を検討しているが、省エネルギー効果が高いインバータ機を導入したい。見積依頼時に指定してよいか。	見積依頼仕様書で、エネルギー消費効率の基準に加え、インバータ機を指定しても構いません。
33	産業用モータ	コンプレッサの更新を検討しているが、既存設備のモーターの性能値がわからない。	まずは、メーカーに確認してください。それでも不明の場合には、産業用モータの手引きに、モータの性能値がわからない場合に採用できる「公称効率」が記載されているのでそちらを活用しても構いません。
34	産業用モータ	ポンプの更新を検討している。永久磁石が入ったものでトランシーナに規定されていないIE4クラスのモーターを搭載した機器は補助対象となりますか。	ポンプに搭載されているモータのモーター効率を確認していただき、「公募要領 別表1」に定められている基準値を満たしていれば申請可能です。
35	産業用モータ	増圧給水ポンプ・搬送ポンプは対象となりますか。	ポンプの駆動モータが、公募要領 別表1に定めるエネルギー消費効率の基準を満たしていれば補助対象です。

《見積りとリース利用について》

No	区分	質問	回答
36	見積り	見積依頼時にメーカーの指定はできますか。	メーカーの指定はできません。
37	見積り	リースを利用する場合は、リース事業者3者の見積が必要ですか。	リース事業者は、3者見積で決める必要はありません。リースを利用する場合は、リース事業者が調達先3者の見積をそろえ、設備と設備の購入先を決定してください。
38	見積り	複数の設備区分を同時に見積依頼しても良いですか。	同時に見積依頼をしても問題ありません。ただし、設備区分毎に見積依頼仕様書を作成し、それぞれ見積依頼をしてください。詳しくは「交付申請の手引き」のP.12をご参照ください。
39	見積り	3者見積をした際に、設備の購入費の合計が最低価格となる業者と、工事費を含めた合計金額が最低価格となる業者が異なる場合は、どのようにしたらいいですか。また、工事費を含む合計金額に最低価格をつけた業者を選定することはできませんか。	交付申請にあたっては、補助対象設備の購入費が最低価格となった業者の見積を用いて交付申請を行ってください。交付決定を受けた後、導入予定設備の発注にあたっては、3者見積を行った者の中で同じ型番を提示した者であれば、どの業者を選定しても構いません。
40	見積り	例えば、異なる5種の設備を同時に導入し、かつ、その5種の設備は、まったく別々の業者から導入せざるを得ない場合は、5種の設備×3者以上の見積で合計15社に対して、見積書の取得となりますか。	原則、15社分の見積書を取得する必要があります。
41	見積り	3者見積は、極端な例をあげれば、設備だけの見積りでもよいですか。(申請時に添付する見積書は、製品価格のみを記載した見積書だけでもよいですか。)	交付申請をする設備の購入費(補助対象経費)に対してのみ、3者見積が必要ですので、設備だけの3者見積でも構いません。しかしながら、設備の設置、検収、支払、廃棄が全て完了することにより事業完了となりますので、実際の発注について考えた場合、工事費等(補助対象外)を含む見積書を3者分取得することになるかと思われます。その場合、設備の購入費のみが補助対象として区分され、補助対象外経費と区別して確認できる見積書としてください。
42	見積り	受注生産や代理店制のため、購入先が限られている場合、3者見積をとることが現実的に不可能に近いです。この場合は、どうすればいいですか。見積書は3者分が揃わなくてもよいですか。	原則、3者見積が必要です。ご質問のような設備の導入を検討されている場合は、SIIIにお問い合わせください。
43	見積り	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらいいですか。	原則、設備毎に値引き後の最終金額を記載してください。値引き項目を記載する際は、合計金額から一括で値引きするのではなく、何に対しての値引きなのかがわかるよう、補助対象外も含め、費目、設備ごと値引きした金額、値引き後の最終金額が明確にわかるように記載してください。詳しくは「交付申請の手引き」のP.16と17をご確認ください。

44	見積り	3者見積りに、関係会社及び関連会社等からの見積書を含めることはできますか。	見積りを実施する3者のうち、1者であれば関係会社及び関連会社等を含めることができます。
45	見積り	同一会社の複数支店からの見積書、例えば2枚取得した場合、3者見積りとして2枚とも有効となりますか。	同一会社の複数支店からの見積書は、いずれかの支店の1枚のみ3者見積りとして有効です。
46	リース	交付決定後に、リース事業者を変更する事は可能ですか。	原則、認めておりません。 やむを得ない場合は、まずはSIIIにお問い合わせください。
47	リース	リースを利用する場合、事業者としてどちらを主申請者として記入するのですか。	設備使用者を主申請者としてください。
48	リース	【共同申請者(リース会社)から】 「レンタル」契約でも申請可能ですか。	レンタル契約での申請はできません。リースを利用する場合、補助対象となる設備等は原則として、法定耐用年数の間使用することを前提としたリース契約となります。
49	リース	【共同申請者(リース会社)から】 導入予定設備の法定耐用年数が10年となります。リース契約期間を7年とした契約書案で、申請ができますか。	原則、リース契約期間が、法定耐用年数と同じ年数となる契約書案が必要です。ただし、本補助金事業では、法定耐用年数が10年以上の場合は6割以上、10年未満の場合は7割以上の期間を初回リース契約期間とする契約も認めています。その場合、法定耐用年数の残りの期間について再リース契約を締結する旨を契約書案の特約や約款上に明示してください。詳しくは、「公募要領」のP. 6をご確認ください。
50	リース	【共同申請者(リース会社)から】 法定耐用年数より短いリース契約期間(当初リース契約期間)で契約書案を作成した場合、再リース契約の期間はどのようにすればよいのですか。	再リース契約期間は、当初リース契約期間と合計して法定耐用年数以上となる期間を設定する必要があります。その場合、設定した期間について必ず再リース契約を締結する旨を、「当初リース契約書案」の特約や約款上に明確に明示する必要があります。
51	リース	【共同申請者(リース会社)から】 残価付リース・購入選択権付リースは認められますか。	残価付リース・購入選択権付リースは認められません。
52	リース	【共同申請者(リース会社)から】 リース会社が補助事業者(設備使用者)と割賦による契約を行う場合、申請対象となりますか。	販売事業者と補助事業者(設備使用者)が、直接割賦販売を行うような売買契約は認められません。 また、両者の間にリース会社が入って共同申請者となり、リース会社が販売事業者に立て替え払い(支払証明の担保)を行って、リース会社と補助事業者の間で分割払い契約とする場合についても、認められません。
53	リース	【共同申請者(リース会社)から】 法定耐用年数(処分制限期間)後に、リースアップ(リース期間の満了)となり、リース会社から補助事業者に所有権が譲渡される場合、財産処分の手続きが必要ですか。	再リース契約期間の特約を含めたリース期間が、法定耐用年数以上であることを交付申請の条件としているため、本補助金事業では財産処分の手続きは不要とします。 処分制限期間(法定耐用年数)内に除却や転売等が発生する場合、財産処分の手続きが必要となりますので、SIIIにお問い合わせください。

《補助対象事業(要件、事業内容、申請者等)に関することについて》

No	区分	質問	回答
54	要件	アカウント登録が締切までに完了していれば申請できますか。	アカウント登録のみでは申請とは認められません。必ず締切までに申請書類一式をSIIIにお送りください。「公募要領」のP.17(書類提出先と受付期間)を参照
55	要件	すでに契約(または着工)している事業も対象となりますか。	対象となりません。
56	要件	中古品の導入は補助対象になりますか。	中古品の導入は補助対象になりません。
57	要件	既存設備の一部を改修することで、補助対象設備の基準を満たす場合は、補助対象になりますか。	既存設備の一部を改修することで基準値を満たす設備については、補助対象になりません。
58	要件	既設の設備を撤去し、建て替え・移転後の新たな事業所で補助対象事業を行いたいのですが、可能ですか。	既設の設備を撤去して、建て替え・移転後の新たな事業所へ設備導入する場合についても補助対象となります。 なお、現在建築中の建物の場合は、原則平成29年3月31日までに竣工してください。 交付申請時の提出書類や成果報告の方法に注意事項がありますので、公募要領のP.15、P.24を参照してください。
59	要件	申請要件として省エネルギー率●●%、省エネルギー量●●KJ以上といった要件は課せられないですか。	課せられません。ただし、導入する設備のエネルギー消費効率に補助対象となる基準要件がありますので、詳しくは「公募要領 別表1」をご参照ください。
60	要件	事業所全体で省エネルギー効果が出れば良いのですか。	事業所全体ではなく、導入設備単体で省エネルギー効果(省エネルギー量)が出る必要があります。 ただし、EMSの導入事業は事業所全体で省エネルギー効果の有無を判断します。
61	要件	工場兼住居の建物の場合は補助対象となりますか。	住居部分は補助対象外となり、事業スペースのみ(この場合は工場のみ)補助対象となります。
62	事業内容	複数年度事業(設備導入に2年以上かかる事業)は申請は可能ですか。	複数年度事業の申請はできません。
63	事業内容	1事業所あたりの補助金下限額は50万円と記載がありますが、その場合の補助対象経費は150万円となります。補助対象経費は税込金額ですか。	消費税は補助対象外のため、1事業所あたりの補助対象経費は税抜で150万円以上(中小企業者・個人事業主は90万円以上)であることが必要です。
64	事業内容	設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	業務ビル・商業施設など、設備を設置する事業所の持ち主と、設備を導入する者が異なる場合に必要です。 「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、事業所の持ち主が承諾する書類になります。自社所有の事業所内に設備を設置する場合などは、提出する必要はありません。
65	事業内容	ギランティード・セイビングス契約にてESCO事業を実施することはできますか。	本補助金でのESCO事業についてはギランティード・セイビングス契約は対象外です。
66	事業内容	小規模な事業でも申請可能ですか	補助金額50万円以上(中小企業者・個人事業主は30万円以上)の事業であれば、申請可能です。
67	事業内容	本年度、同じ事業所内で、2つの設備の省エネルギー事業を検討していますが、2申請に分けて交付申請を行ってよいのですか。	同一事業所で、2つの交付申請書類を提出することはできません。 2つの設備を導入する一つの事業として申請してください。

68	申請者	補助事業ポータルアカウントは主申請者と共同申請者どちらが取得すればいいですか。	設備使用者となる主申請者の方が、アカウントを取得してください。
69	申請者	補助事業ポータルは、メーカーや販売店、EMS事業者(エネマネ事業者)による代行入力でも良いでしょうか。	代行入力は認めておりません。補助事業ポータルアカウントは主申請者が取得し、必要事項を入力してください。仮に主申請者の責任において、ID/パスワードをメーカー・販売店へ渡し、代行入力された場合でも、申請内容に関する不備対応および不正に係る責任は、全て主申請者のものとなります。 ※申請内容(他事業所含む)や3者見積価格も含めすべてそのメーカー・販売店に開示することになるので注意してください。
70	申請者	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	発行から1年以内のものであれば構いません。 ただし、代表者が替わった際に「代表者変更届」の提出を速やかにお願いします。
71	申請者	商業登記簿謄本に記載のある代表者と、申請日時時点で代表者が異なる場合、どのように申請すればよいですか。	原則、登記内容を変更してから申請してください。 ただし、株主総会等の影響で登記変更が間に合わない場合、代表者変更決議がわかる資料(取締役会の議事録等)を追加で提出することで申請を受け付けます。
72	申請者	中小企業しか申請できないのですか。	中小企業以外の事業者も申請可能です。
73	申請者	中小企業の定義を教えてください。	中小企業基本法第2条に準じて定義しています。中小企業に該当するかどうかは、登記簿謄本や決算書・事業報告書より従業員数と資本の額等で確認します。 ただし、上記の定義で中小企業に該当しても、「みなし大企業」に該当する企業は中小企業となりません。 また、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、地方自治体等は、中小企業に該当しません。(「公募要領」のP.8【中小企業者の定義】を参照)
74	申請者	医療法人、学校法人、宗教法人、地方自治体は申請できますか。	申請可能です。ただし、医療法人、学校法人、宗教法人、地方自治体等は、小規模な場合であっても、中小企業者には当たりませんのでご注意ください。
75	申請者	非営利法人(NPO法人等)や組合も申請はできますか。	法人として登記されていれば、申請可能です。
76	申請者	業種に当てはまるものがみつかりません。	主たる事業内容(商業登記簿謄本の「目的」の項目)をもとに、日本標準産業分類から該当する業務を選択してください。
77	申請者	テナントの者ですが、工事の関係で9月に退去がほぼ決まっています。申請は可能ですか。	退去が決まっている場合、申請から交付決定、事業の完了報告書類の提出までの期間を考慮すると、申請は難しいと思われます。 補助対象事業者の要件として、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できることを求めており、これができない場合は申請できません。
78	申請者	テナントとして店舗経営をしています。申請をしたい場合は、どのようにすればよいですか。共同申請になりますか。	テナントの方が単独で申請する場合は、建物の所有者了解を得た上で、「設備設置承諾書」を添付して単独申請をすることとなります。 なお、業務ビル・商業施設のオーナーが設備を入れ替える場合は、オーナーが設備所有者として申請することもできます。
79	申請者	個人事業主として申請時に提出が必要な税務代理権限証書や税理士、会計士からのその任意の証明書が提出できない場合はどうすればよいですか。	原則、「税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明」が必要ですが、これらの書類が提出できない場合は、税務署の受取り受領印が押印された「確定申告書Bの写しと所得税青色申告決算書の写し」を申請書類に添付することで、上記書類に代えることができます。 書類申告の場合、税務署の受領印がある確定申告書Bの写しと所得税青色申告決算書の写しの2点を添付してください。電子申告の場合は、受信通知メールの出力を合わせてご提出ください。 ※個人事業主の方で確定申告書を提出いただく場合は、必ずマイナンバー部分を黒塗りしてください。万が一マイナンバーの記載のある書類がSIIIに届いてしまった場合は、SIIIにて黒塗り等の処理を行います。
80	申請者	白色申告者でも補助対象事業者となりますか。	本補助金事業において、白色申告者は補助対象者としていません。
81	申請者	個人事業主ですが、インターネットで青色申告を行いました。したがって、税務署の受領印がありませんがどうすればよいですか。	確定申告書Bの写し、所得税青色申告決算書の写し、及び電子申告完了報告書を提出してください。 ※個人事業主の方で確定申告書を提出いただく場合は、必ずマイナンバー部分を黒塗りしてください。万が一マイナンバーの記載のある書類がSIIIに届いてしまった場合は、SIIIにて黒塗り等の処理を行います。
82	申請者	3社の共同使用スペース(所有区分は同等)に、空調設備を導入しようと考えていますが、どのように申請すればよいですか。	設備を所有する1社が代表して申請してください。その際、必ず他の2社の承認を取り付けた上で、申請を行ってください。
83	設備	法定耐用年数はどのようにして調べることができますか。	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。 (ご参考) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html
84	設備	導入予定設備は基礎工事が必要です。この基礎工事は補助対象となりますか。	補助対象外です。 本補助金は、補助対象設備の購入費のみ補助対象となります。
85	他事業との重複	平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金との併用は可能か。	同一事業所への併用は原則認められません。 ただし、補助対象設備範囲が明確に区別でき、計画省エネルギー量および成果報告が明確に区分できる場合を除きますが、必ず事前にSIIへ相談して下さい。
86	他事業との重複	本補助金と税制優遇との並行申請は可能ですか。	本補助金とグリーン投資減税は併用不可です。生産性向上投資促進税制を利用する場合は、本補助金の交付を受けることはできませんが、中小企業投資促進税制については併用可能です。その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせください。
87	他事業との重複	補助対象設備が、他の補助金の交付を受けている場合でも交付申請できますか。	本補助金の補助対象とする設備に対し、財源が国庫より出ている他の補助金を受ける場合、当該設備を補助対象とすることはできません。(「公募要領」のP.8を参照) また、自己資金分を融資で調達する場合、国庫による利子補給制度も利用できません。
88	他事業との重複	地方自治体の補助金を受けた設備の申請はできますか。	地方自治体独自の財源の補助金であれば申請できます。 ただし、地方自治体の補助金の規定で制限されていないか確認して下さい。
89	省エネ計算	生産量が増加する予定がある場合、省エネルギー効果の計算はどのように行えばよいですか。	予め、生産量が増加する計画がある場合でも、既存設備の生産量から変化しない場合を仮定して、導入予定設備のエネルギー使用量を計算して構いません。
90	省エネ計算	年間エネルギー使用量は、当社の事業年度の設定期間でいいですか。	年間エネルギー使用量は平成27年1月～平成27年12月の実績をもとに算出してください。 なお、算出にあたっては、補助事業ポータル入力フォームに従って情報や値を入力することで省エネルギー効果が自動計算される仕組みをご利用いただけます。

91	省エネ計算	稼働条件とは何ですか。	省エネルギー効果の算出にあたり、前提になる稼働時間などのことです。稼働条件は、既存設備の使用状況等を用いてください。 なお、算出にあたっては、補助事業ポータルの入力フォームに従って情報や値を入力することで省エネルギー効果が自動計算される仕組みをご利用いただけます。
92	実績報告書類	実績報告書類とは、具体的に何を報告すればいいですか。	導入設備の設置が完了し、費用などを業者に払い終わって事業が完了したことについて、証拠書類等を添付して報告いただきます。 詳しくは、後日公開予定の「事務取扱説明書」及び「実績報告の手引き」をご参照ください。
93	実績報告書類	「事業完了」とはどういう状態なのか教えてください。	本補助事業に関する全ての導入設備の設置が完了し、本補助事業に関する全ての支払いが終了し、既存設備が廃棄されている状態のことです。 また、導入設備の運用が開始されている必要があります。 運用開始していない場合、将来用設備や予備設備等にあたるものとみなされ、補助金が支払われない場合があります。
94	その他	公募開始前の見積書は有効となりますか。	公募要領の公開日(平成28年2月29日)以降の日付の見積書が有効となります。 また、交付申請日が見積有効期限内となるように留意してください。
95	その他	利益等排除の対象となる調達先について教えてください。	調達先が補助事業者自身の場合、利益等排除の対象とします。 (「公募要領」のP.23【補足④】利益等排除についてを参照)
96	その他	交付申請時と交付決定後の設備導入時で、製品や型番が変更になってもよいですか。	製品や型番等から同一シリーズのモデルチェンジであることが明らかな場合等で、エネルギー消費効率が向上している場合に限り認める場合がありますので、事前にSIIにご相談ください。

《FEMS・BEMS(EMS)について》

No	区分	質問	回答
97	EMS	EMSを導入する事業者が、最低限行う必要がある計測の要件は何ですか。	事業所全体の電力計測です。電力以外のエネルギー(ガス、重油等)がある場合は、計測は必須ではありませんが、事業所全体の月別エネルギー使用量の入力を行う必要があります。
98	EMS	EMSを導入する場合、必ず何らかの設備の制御を行う必要はありますか。	導入時点で必ずしも制御を行う必要はありませんが、制御拡張性があるEMSを補助対象としているため、将来的にも制御予定がない場合は申請することができません。制御機能がない状態で導入を行う場合、制御予定設備を「EMS活用方針書」内に記載いただきます。
99	EMS	「EMS機能要件表」は、電力の計測間隔を30分以内と明示しています。例えばガスを計量する場合、計量間隔は同様の30分以内で計量する機能が必要ですか。	必要ありません。 電力以外のエネルギー消費量については1カ月以内の間隔で入力できることを機能要件としているため、計測を行う場合の計測間隔は1カ月以内であれば補助対象となります。
100	EMS	電力消費量の「見える化(表示)」は、リアルタイムで表示する機能が必要ですか。	必ずしも、リアルタイムで表示する機能は必要はありません。計測から見える化までの時間は定義していないため、リアルタイムでなくても構いません。
101	EMS	電力以外(ガス、油等)のエネルギー消費量の「見える化(表示)」は、どの程度の機能が必要ですか。 また、電力以外の消費量をEMS設備の画面上に表示する機能がない場合、紙の月次報告書等で管理してもよいですか。	「1カ月以内使用量」が閲覧できれば問題ありません。(要件表No.10) また、電力以外の消費量もEMSで管理できることが補助条件です。 (要件表No.1、16)
102	EMS	複合申請の場合、補助対象設備も制御する必要がありますか。	必ずしも制御する必要はありません。 詳しくは、公募要領(FEMS・BEMS導入補助)のP.17(複合事業の申請について)をご確認ください。
103	EMS	事業場で手動操作による省エネルギー量が見込める場合、申請時の省エネルギー効果の計算に含めてよいですか。	手動操作による省エネルギーはEMSの省エネルギー効果として含めることができません。この場合、見える化だけのEMSでLv.1相当となりますので、削減量の上限は0.5%となります。
104	EMS	EMSによる制御履歴は、記録及び保存しなければなりませんか。	EMSで行った制御履歴を13カ月以上保存できることを機能要件としています。 (要件表No.17)
105	EMS	見える化装置としてスマートフォンは対象になりますか。	見える化装置の一部として、スマートフォンを使用しても構いませんが、本事業以外の目的でも使用されるため補助対象になりません。補助対象となるモニター装置は、EMS専用用途のもので且つ償却資産登録するものに限りです。
106	EMS	EMS用のUPSは補助対象外ですか。	EMS専用用途でEMSを正常に稼働させるためのUPSについては対象となります。蓄電用途で設置されるような大型のUPSについては対象外となります。
107	EMS	EMSと省エネルギー設備を同じ会社から調達することとなった場合、一本の導入契約にまとめてよいですか。	問題ありません。 ただし、申請時の3者見積もりはEMSと省エネルギー設備のそれぞれで分けて取得する必要がありますのでご注意ください。
108	EMS	EMSの法定耐用年数は、何年ですか。	EMSの法定耐用年数は、管轄の税務署にお問い合わせの上、各事業者が自身で決定してください。 (ご参考)財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html
109	EMS	事業完了後で、注意する点はありますか。	法定耐用年数の間は、EMSの機能を維持し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用する必要があります。法定耐用年数経過前に補助対象設備を処分した場合、補助金返還が発生することがあります。 また、交付申請時に提出した「EMS活用方針書」に記載した省エネルギー事業に伴う実施体制を継続し、より継続的な省エネルギー事業の実施に努めてください。
110	EMS	導入するEMSは「EMS機能要件表」に記載の機能を全て保有していなければならないのですか。	「EMS機能要件表」にある保有機能は、原則、保有必須です。機能の導入については一部任意(設置時点での導入不要)としています。 個別計測・制御機能を任意とすることで導入コストを低減しつつ、将来的な機能拡張を容易にするために導入機能と保有機能を分けて定義しています。 将来的にも制御や個別回路計測の予定がない場合、現在市場で安価に出回っている見える化機器(見える化を目的としたデマンドコントローラ等)を個別購入した方が安価で手に入るため、本事業では「EMS機能要件表」にある機能の保有を必須としています。
111	EMS	「EMS活用方針書」に記載した計画通りに個別計測機能や制御機能を導入しなかった場合は、補助金返還等の罰則がありますか。	結果として個別制御や計測を導入しなかったとしても補助金返還等の罰則は想定していません。ただし現地監査等でEMS導入後、省エネルギー事業を実施している傾向が全く見受けられない場合等は、補助金返還の対象となる可能性があります。
112	EMS	電力以外のエネルギーの使用がない場合、あるいは使用量が限りなく少ない場合(小型暖房器具の灯油や小型給湯器のガス等)も、そのエネルギーに対する計測・制御機能の保有・導入は必須ですか。	電力以外のエネルギーを使用していないこと、また将来的に導入しないことが明らかな場合は電力以外のエネルギーに対する計測・制御機能の保有・導入は必須ではなく任意となります。また電力以外のエネルギーが限りなく少ない場合も機能の保有は必須ではありません。
113	EMS	PLC(待機エネルギー自動制御装置)は、補助対象になりますか。	PLC単独での導入は対象となりません。EMS配下で制御を行うPLCであれば、対象となります。

《その他》

No	区分	質問	回答	
114	その他	補助金の振込先は、導入予定設備の使用者ですか。	設備の所有者として、補助事業に要する経費を直接負担する事業者です。例えばリースを活用した共同申請の場合、リース事業者が補助金の振込先となります。	
115	その他	圧縮記帳はできますか。	様々なケースが考えられますので、詳しくは税理士等にご確認ください。	
116	5次公募	4次公募と比較し、変更となった点はありますか。	公募期間や予算額以外に変更はありません。	設問追加
117	5次公募	補助金上限額「1事業者あたり2億円」は、1次公募・2次公募・3次公募・4次公募・5次公募を合わせて2億円でしょうか。もしくは、5次公募のみで2億円でしょうか。	1事業者あたりの補助金上限額は、1次公募・2次公募・3次公募・4次公募・5次公募を合わせて2億円となります。5次公募のみで2億円ではありません。	設問追加
118	5次公募	1次公募(または2次公募・3次公募・4次公募)において、交付申請書を3件申請していますが、さらに5次公募で申請が可能ですか。	同一事業者による申請回数の上限はございませんので申請可能です。ただし、同一事業者の同一事業所における申請は、1次公募・2次公募・3次公募・4次公募を含め1回のみです。 ※1次公募、2次公募、3次公募、4次公募において採択された補助対象設備と異なる設備区分であれば申請可能です。	設問追加
119	5次公募	1次公募・2次公募・3次公募・4次公募を検討しており、アカウントの発行まで行っています。このアカウントで5次公募に申請することは可能ですか。	既に発行済みのアカウントは5次公募でも利用できますので、再取得の必要はなく、お持ちのアカウントで5次公募に申請ください。	設問追加
120	5次公募	1次公募・2次公募・3次公募・4次公募を検討していた時に、補助事業ポータルを途中まで入力しました。5次公募においてその入力情報をそのまま使用できますか。	1次公募・2次公募・3次公募・4次公募時に入力された情報は、使用できません。今一度すべての情報を入力していただく必要があります。	設問追加